

議案第61号

因島アメニティプール設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

因島アメニティプール設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

因島アメニティプール設置及び管理条例の一部を改正する条例

因島アメニティプール設置及び管理条例(平成17年条例第250号)の一部を次のように改正する。

別表中

300円以内		310円以内	
400円以内		410円以内	
500円以内		510円以内	
3,000円以内		3,090円以内	
4,000円以内	を	4,110円以内	に改める。
5,000円以内		5,140円以内	
270円以内		280円以内	
360円以内		370円以内	
450円以内		460円以内	

付 則  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**提案理由**

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、因島アメニティプールの利用料金の額を改めるための条例改正である。

議案第61号 因島アメニティプール設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

因島アメニティプール設置及び管理条例 新旧対照表  
(傍線の部分は改正部分)

旧				新					
別表(第10条関係) 因島アメニティプール利用料金				別表(第10条関係) 因島アメニティプール利用料金					
施設名	区分		単位	利用料金の額	施設名	区分		単位	利用料金の額
アメニティプール	個人利用(普通券利用)	小学生	1人1回	<u>300円以内</u>	アメニティプール	個人利用(普通券利用)	小学生	1人1回	<u>310円以内</u>
		中高生		<u>400円以内</u>			中高生		<u>410円以内</u>
		大人		<u>500円以内</u>			大人		<u>510円以内</u>
	個人利用(回数券利用)	小学生	11回分	<u>3,000円以内</u>	アメニティプール	個人利用(回数券利用)	小学生	11回分	<u>3,090円以内</u>
		中高生		<u>4,000円以内</u>			中高生		<u>4,110円以内</u>
		大人		<u>5,000円以内</u>			大人		<u>5,140円以内</u>
団体利用	小学生	1人1回	<u>270円以内</u>	アメニティプール	団体利用	小学生	1人1回	<u>280円以内</u>	
	中高生		<u>360円以内</u>			中高生		<u>370円以内</u>	
	大人		<u>450円以内</u>			大人		<u>460円以内</u>	
アメニティプール附属設備	コインロッカー	1日1回	200円以内	アメニティプール附属設備	コインロッカー	1日1回	200円以内		
備考 略				備考 略					

議案第62号

因島アメニティ公園条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

因島アメニティ公園条例の一部を改正する条例案

条例第 号

因島アメニティ公園条例の一部を改正する条例

因島アメニティ公園条例（平成17年条例第211号）の一部を次のように改正する。

別表の1 アメニティ交流棟の表中

使用料金	冷暖房使用料	を	使用料	冷暖房使用料
400円	200円		410円	200円
800円	400円		820円	410円

に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の1 アメニティ交流棟の表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、因島アメニティ公園の交流室の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第62号 因島アムニティ公園条例の一部を改正する条例案について

因島アムニティ公園条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表(第9条関係)				別表(第9条関係)			
因島アムニティ公園使用料				因島アムニティ公園使用料			
1 アムニティ交流棟				1 アムニティ交流棟			
名称	使用時間	使用料金	冷暖房使用料	名称	使用時間	使用料	冷暖房使用料
交流室	4時間以内	400円	200円	交流室	4時間以内	410円	200円
	4時間を 超え8 時間以内	800円	400円		4時間を 超え8 時間以内	820円	410円
2 略				2 略			

議案第 63 号

尾道商業会議所記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道商業会議所記念館設置及び管理条例の一部を改正する  
条例案

条例第 号

尾道商業会議所記念館設置及び管理条例の一部を改正する  
条例

尾道商業会議所記念館設置及び管理条例（平成 17 年条例第 280 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3,000円	6,000円	6,000円
1,000円	2,000円	3,000円

」

を

「

3,080円	6,170円	6,170円
1,020円	2,050円	3,080円

」

に、

「

500円	1,000円	1,000円
------	--------	--------

」

を

「

510円	1,020円	1,020円
------	--------	--------

」

に改める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、尾道商業会議所記念館の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第63号 尾道商業会議所記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

尾道商業会議所記念館設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表(第7条関係) 尾道商業会議所記念館使用料					別表(第7条関係) 尾道商業会議所記念館使用料				
使用区分		10時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	使用区分		10時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで
議場 (定員: 5名)	入場料有 料	3,000円	6,000円	6,000円	議場 (定員: 5名)	入場料有 料	3,080円	6,170円	6,170円
	入場料無 料	1,000円	2,000円	3,000円		入場料無 料	1,020円	2,050円	3,080円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
冷暖房設備		500円	1,000円	1,000円	冷暖房設備		510円	1,020円	1,020円
備考 略					備考 略				



議案第64号

尾道市瀬戸田サンセットビーチ設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市瀬戸田サンセットビーチ設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市瀬戸田サンセットビーチ設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市瀬戸田サンセットビーチ設置及び管理条例（平成17年条例第267号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1,050	1,570
1,050	1,050
6,300	9,450
9,450	14,170
31,500	47,250
52,500	78,750
2,100	2,100

」

を

「

1,080	1,610
1,080	1,080
6,480	9,720

9, 7 2 0	1 4, 5 7 0
3 2, 4 0 0	4 8, 6 0 0
5 4, 0 0 0	8 1, 0 0 0
2, 1 6 0	2, 1 6 0

に改める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前に行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

#### 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、瀬戸田サンセットビーチの利用料金の額を改めるための条例改正である。

議案第64号 尾道市瀬戸田サンセットビーチ設置及び管理条例の  
一部を改正する条例案について

尾道市瀬戸田サンセットビーチ設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表(第14条関係) 尾道市瀬戸田サンセットビーチ利用料金上限額					別表(第14条関係) 尾道市瀬戸田サンセットビーチ利用料金上限額				
施設名	利用区分	単位	利用料金(円)		施設名	利用区分	単位	利用料金(円)	
			平日	土・日・ 祝日				平日	土・日・ 祝日
多目的 グラウンド	1面につき	1時間	<u>1,050</u>	<u>1,570</u>	多目的 グラウンド	1面につき	1時間	<u>1,080</u>	<u>1,610</u>
	照明料1面につき	1時間	<u>1,050</u>	<u>1,050</u>		照明料1面につき	1時間	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>
野外ステージ	入場料を徴収しないとき。	4時間	<u>6,300</u>	<u>9,450</u>	野外ステージ	入場料を徴収しないとき。	4時間	<u>6,480</u>	<u>9,720</u>
		1日	<u>9,450</u>	<u>14,170</u>			1日	<u>9,720</u>	<u>14,570</u>
	入場料を徴収するとき。	4時間	<u>31,500</u>	<u>47,250</u>	野外ステージ	入場料を徴収するとき。	4時間	<u>32,400</u>	<u>48,600</u>
		1日	<u>52,500</u>	<u>78,750</u>			1日	<u>54,000</u>	<u>81,000</u>
夜間照明	1時間	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	夜間照明	1時間	<u>2,160</u>	<u>2,160</u>		
略			略		略			略	
備考 略					備考 略				

議案第65号

向島洋らんセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐 宏

向島洋らんセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

向島洋らんセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

向島洋らんセンター設置及び管理条例（平成17年条例第286号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1,570円	2,620円	1,570円
5,250円	10,500円	10,500円
5,250円	10,500円	10,500円
		2,200円

を

」

「

1,620円	2,700円	1,620円
5,400円	10,800円	10,800円
5,400円	10,800円	10,800円
		2,270円

に改め、同表の備考第2項を次のよ

」

うに改める。

2 研修室及び展示室で冷暖房を利用する場合の利用料金は、基本料の5割増の額とする。

別表の備考第3項中「使用者」を「利用者」に、「場合」を「場合の利用料金」に、「10割増」を「10割増の額」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前に行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

#### 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、向島洋らんセンターの利用料金の額を改めるための条例改正である。

議案第65号 向島洋らんセンター設置及び管理条例の一部を改正  
する条例案について

向島洋らんセンター設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表(第13条関係) 向島洋らんセンター施設利用料金上限額					別表(第13条関係) 向島洋らんセンター施設利用料金上限額				
室名/ 単位	半日当たり	1日当たり	夜間	備考	室名/ 単位	半日当たり	1日当たり	夜間	備考
研修室	<u>1,570円</u>	<u>2,620円</u>	<u>1,570円</u>	1室に つき	研修室	<u>1,620円</u>	<u>2,700円</u>	<u>1,620円</u>	1室に つき
展示室	<u>5,250円</u>	<u>10,500円</u>	<u>10,500円</u>		展示室	<u>5,400円</u>	<u>10,800円</u>	<u>10,800円</u>	
公園	<u>5,250円</u>	<u>10,500円</u>	<u>10,500円</u>		公園	<u>5,400円</u>	<u>10,800円</u>	<u>10,800円</u>	
厨房			<u>2,200円</u>	1か月 当たり	厨房			<u>2,270円</u>	1か月 当たり
備考					備考				
1 略					1 略				
2 <u>冷暖房の使用料は、基本料の5割増とする。 ただし、厨房は除く。</u>					2 <u>研修室及び展示室で冷暖房を利用する場 合の利用料金は、基本料の5割増の額とす る。</u>				
3 <u>使用者が入場料、観覧料その他これらに類 する金銭を徴収する場合は、基本料の10割 増とする。</u>					3 <u>利用者が入場料、観覧料その他これらに類 する金銭を徴収する場合は、基本料の10割増の額とする。</u>				

## 議案第66号

尾道市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中「2, 835円」を「2, 916円」に、「630円」を「648円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にする排水に係る使用料について適用し、同日前にする排水に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、漁業集落排水処理施設の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第66号 尾道市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

尾道市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表(第12条関係)			別表(第12条関係)		
区分	基本料金	人員割料金	区分	基本料金	人員割料金
1世帯 (住居兼店舗を含む。)	<u>2,835円</u>	世帯人員1人につき 630円	1世帯 (住居兼店舗を含む。)	<u>2,916円</u>	世帯人員1人につき 648円
1事業所等	<u>2,835円</u>	処理対象人員1人につき 630円	1事業所等	<u>2,916円</u>	処理対象人員1人につき 648円
備考 略			備考 略		



議案第 67 号

尾道市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市農村環境改善センター設置及び管理条例（平成 6 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1,300	1,700	1,700	3,300	—
2,600	3,400	4,200	7,200	—
800	1,000	1,300	2,200	400
500	600	800	1,400	200
1,100	1,400	1,900	3,200	500
500	600	800	1,400	200
1,500	2,500	3,000	3,600	500
1 人 1 回当たり 100				—

」

を

1,330	1,740	1,740	3,390	—
2,670	3,490	4,320	7,400	—
820	1,020	1,330	2,260	410
510	610	820	1,440	200
1,130	1,440	1,950	3,290	510
510	610	820	1,440	200
1,540	2,570	3,080	3,700	510
1人1回 当たり 100	1人1回 当たり 100	1人1回 当たり 100	—	—

に改める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、農村環境改善センターの使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第67号 尾道市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

尾道市農村環境改善センター設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧							新						
別表 尾道市農村環境改善センター 使用料金表 (単位 円)							別表 尾道市農村環境改善センター 使用料金表 (単位 円)						
部屋名	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	冷暖房料金 (1時間当たり)	備考	部屋名	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	冷暖房料金 (1時間当たり)	備考
多目的ホール	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	<u>1,700</u>	<u>3,300</u>		＝スポーツ使用	多目的ホール	<u>1,330</u>	<u>1,740</u>	<u>1,740</u>	<u>3,390</u>		＝スポーツ使用
	<u>2,600</u>	<u>3,400</u>	<u>4,200</u>	<u>7,200</u>		＝会議使用		<u>2,670</u>	<u>3,490</u>	<u>4,320</u>	<u>7,400</u>		＝会議使用
生活改善室	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>	<u>2,200</u>	400	和室	生活改善室	<u>820</u>	<u>1,020</u>	<u>1,330</u>	<u>2,260</u>	410	和室
生活改善研修室	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>1,400</u>	200	和室	生活改善研修室	<u>510</u>	<u>610</u>	<u>820</u>	<u>1,440</u>	200	和室
農事研修室(1)	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>	<u>1,900</u>	<u>3,200</u>	500		農事研修室(1)	<u>1,130</u>	<u>1,440</u>	<u>1,950</u>	<u>3,290</u>	510	
農事研修室(2)	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>1,400</u>	200		農事研修室(2)	<u>510</u>	<u>610</u>	<u>820</u>	<u>1,440</u>	200	
調理実習室	<u>1,500</u>	<u>2,500</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	500		調理実習室	<u>1,540</u>	<u>2,570</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	510	
健康増進室	<u>1人1回当たり100</u>					＝	健康増進室	<u>1人1回当たり100</u>	<u>1人1回当たり100</u>	<u>1人1回当たり100</u>		＝	＝
略	略				略	略	略	略				略	略

議案第68号

尾道市市民農園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市市民農園設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市市民農園設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市市民農園設置及び管理条例（平成11年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

向東ふれあい農園松ヶ峠	尾道市向東町5320番地
-------------	--------------

第8条第1項中「1,500円」を「2,500円」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

新設する市民農園を追加し、及び市民農園の使用料の額を改定するための条例改正である。

議案第68号 尾道市市民農園設置及び管理条例の一部を改正する  
条例案について

尾道市市民農園設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 農園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあい市民農園にしふじ</td> <td>尾道市西藤町1309番地2</td> </tr> <tr> <td>向島ふれあい農園田ノ頭</td> <td>尾道市向島町4916番地</td> </tr> <tr> <td>向島ふれあい農園二ツ池</td> <td>尾道市向島町4606番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第8条 農園の使用料は、1区画当たり年額<u>1,500</u>円とする。</p> <p>2 略</p>	名 称	位 置	ふれあい市民農園にしふじ	尾道市西藤町1309番地2	向島ふれあい農園田ノ頭	尾道市向島町4916番地	向島ふれあい農園二ツ池	尾道市向島町4606番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 農園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあい市民農園にしふじ</td> <td>尾道市西藤町1309番地2</td> </tr> <tr> <td>向島ふれあい農園田ノ頭</td> <td>尾道市向島町4916番地</td> </tr> <tr> <td>向島ふれあい農園二ツ池</td> <td>尾道市向島町4606番地</td> </tr> <tr> <td><u>向東ふれあい農園松ヶ峠</u></td> <td><u>尾道市向東町5320番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第8条 農園の使用料は、1区画当たり年額<u>2,500</u>円とする。</p> <p>2 略</p>	名 称	位 置	ふれあい市民農園にしふじ	尾道市西藤町1309番地2	向島ふれあい農園田ノ頭	尾道市向島町4916番地	向島ふれあい農園二ツ池	尾道市向島町4606番地	<u>向東ふれあい農園松ヶ峠</u>	<u>尾道市向東町5320番地</u>
名 称	位 置																		
ふれあい市民農園にしふじ	尾道市西藤町1309番地2																		
向島ふれあい農園田ノ頭	尾道市向島町4916番地																		
向島ふれあい農園二ツ池	尾道市向島町4606番地																		
名 称	位 置																		
ふれあい市民農園にしふじ	尾道市西藤町1309番地2																		
向島ふれあい農園田ノ頭	尾道市向島町4916番地																		
向島ふれあい農園二ツ池	尾道市向島町4606番地																		
<u>向東ふれあい農園松ヶ峠</u>	<u>尾道市向東町5320番地</u>																		

議案第69号

尾道市瀬戸田町農業集落排水施設使用料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市瀬戸田町農業集落排水施設使用料条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市瀬戸田町農業集落排水施設使用料条例の一部を改正する条例

尾道市瀬戸田町農業集落排水施設使用料条例（平成17年条例第221号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,000円」を「3,086円」に、「500円」を「515円」に改め、「(JISA3302-1988)」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にする排水に係る使用料について適用し、同日前にする排水に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、瀬戸田町農業集落排水施設の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第69号 尾道市瀬戸田町農業集落排水施設使用料条例の一部  
を改正する条例案について

尾道市瀬戸田町農業集落排水施設使用料条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表(第3条及び第4条関係)				別表(第3条及び第4条関係)			
区分 番号	種別	基本料金 (1か月につき)	人数割 (1か月につき)	区分 番号	種別	基本料金 (1か月につき)	人数割 (1か月につき)
1	一般家庭	<u>3,000円</u>	世帯員1人につき <u>500円</u>	1	一般家庭	<u>3,086円</u>	世帯員1人につき <u>515円</u>
2	区域内の集会施設・公衆便所・消防屯所等	<u>3,000円</u>	居住者がある場合は一般家庭とする。	2	区域内の集会施設・公衆便所・消防屯所等	<u>3,086円</u>	居住者がある場合は一般家庭とする。
3	理美容業	<u>3,000円</u>	理美容椅子1個につき処理対象人員1人として市長が定める人数に <u>500円</u> を乗じた額	3	理美容業	<u>3,086円</u>	理美容椅子1個につき処理対象人員1人として市長が定める人数に <u>515円</u> を乗じた額
4	上記以外の施設等	<u>3,000円</u>	日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA302-1988)」を参考として、市長が定める人数に <u>500円</u> を乗じた額	4	上記以外の施設等	<u>3,086円</u>	日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」を参考として、市長が定める人数に <u>515円</u> を乗じた額

議案第70号

尾道市港湾施設管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市港湾施設管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

尾道市港湾施設管理条例（昭和53年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 1円67銭 」	を	「 1円71銭 」	に、
「 2円23銭 」	を	「 2円29銭 」	に、
「 3円27銭 」	を	「 3円36銭 」	に、



外航船を除く船舶	4円36銭
	19円61銭
	2円12銭
	2円98銭

を

外航船を除く船舶	4円48銭
	18円79銭
	2円18銭
	3円06銭

に、

	2円85銭
	1円50銭
	34円65銭

を

	2円93銭
	1円54銭
	35円64銭

に改める。

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、港湾施設の使用料の額を改めるため、並びに老朽化した港湾施設に係る使用料の額を引き下げるための条例改正である。

議案第70号 尾道市港湾施設管理条例の一部を改正する条例案について

尾道市港湾施設管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧						新					
別表(第5条関係) 港湾施設使用料						別表(第5条関係) 港湾施設使用料					
施設	種別	単位	使用料	適用港 (名称)	摘要	施設	種別	単位	使用料	適用港 (名称)	摘要
栈橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき12時間まで	略 外航船を除く船舶	略 1円67銭	略 重要港湾尾道糸崎港(十四日	栈橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき12時間まで	略 外航船を除く船舶	略 1円71銭	略 重要港湾尾道糸崎港(十四日
		係留1回総トン数1トンにつき12時間を超える場合24時間までごとに	略 外航船を除く船舶	略 2円23銭	略 元町、東御所、向島小浦)地方港湾福田港地方港湾土生港(長崎)			係留1回総トン数1トンにつき12時間を超える場合24時間までごとに	略 外航船を除く船舶	略 2円29銭	略 元町、東御所、向島小浦)地方港湾福田港地方港湾土生港(長崎)
岸壁及び物揚場	係船料	係留1回総トン数1トンにつき12時間まで	略 外航船を除く船舶	略 3円27銭	略 地方港湾福田港	岸壁及び物揚場	係船料	係留1回総トン数1トンにつき12時間まで	略 外航船を除く船舶	略 3円36銭	略 地方港湾福田港
		係留1回総トン数1トンにつき12時間を超える場合24時間までごとに	略 外航船を除く船舶	略 4円36銭	略			係留1回総トン数1トンにつき12時間を超える場合24時間までごとに	略 外航船を除く船舶	略 4円48銭	略
上屋	使用料	1平方メートル1日までごとに		19円61銭	略 重要港湾尾道糸崎港(住吉浜)	上屋	使用料	1平方メートル1日までごとに		18円79銭	略 重要港湾尾道糸崎港(住吉浜)
野積場	使用料	1平方メートル1日までごとに		2円12銭	略 地方港湾福田港	野積場	使用料	1平方メートル1日までごとに		2円18銭	略 地方港湾福田港
荷さばき地	使用料	1平方メートル1日までごとに		2円98銭	略 地方港湾福田港	荷さばき地	使用料	1平方メートル1日までごとに		3円06銭	略 地方港湾福田港

港湾施設用地	使用料	略 一時使用1平方メートル1日までごとに	2円85銭	略 地方港湾 地方港湾 地方港 湾土生 港(箱 崎)	
公共荷揚場	使用料	1平方メートル1日までごとに	1円50銭	地方港湾 湾中浜 港(中 浜)	使用日数が2日を超える場合に限る。
待合所	使用料	1平方メートル1日までごとに	34円65銭	地方港湾 湾沢港 (沢フェ リー乗 場)	

備考 略

港湾施設用地	使用料	略 一時使用1平方メートル1日までごとに	2円93銭	略 地方港湾 地方港 地方港 湾土生 港(箱 崎)	
公共荷揚場	使用料	1平方メートル1日までごとに	1円54銭	地方港湾 湾中浜 港(中 浜)	使用日数が2日を超える場合に限る。
待合所	使用料	1平方メートル1日までごとに	35円64銭	地方港湾 湾沢港 (沢フェ リー乗 場)	

備考 略

議案第71号

因島漁船等巻揚施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

因島漁船等巻揚施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

因島漁船等巻揚施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

因島漁船等巻揚施設設置及び管理条例（平成17年条例第219号）の一部を次のように改正する。

別表中「4,000円」を「4,110円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「6,000円」を「6,170円」に、「1,500円」を「1,540円」に改める。

付 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前に行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、因島漁船等巻揚施設の利用料金の額を改めるための条例改正である。

議案第71号 因島漁船等巻揚施設設置及び管理条例の一部を改正  
する条例案について

因島漁船等巻揚施設設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表(第11条関係)				別表(第11条関係)			
利用料金				利用料金			
市内居住者		市外居住者		市内居住者		市外居住者	
2日間	3日目以降 1日当たり	2日間	3日目以降 1日当たり	2日間	3日目以降 1日当たり	2日間	3日目以降 1日当たり
<u>4,000円</u> 以内	<u>1,000円</u> 以 内	<u>6,000円</u> 以 内	<u>1,500円</u> 以 内	<u>4,110円</u> 以 内	<u>1,030円</u> 以 内	<u>6,170円</u> 以 内	<u>1,540円</u> 以 内